岩手県企業局管理規程第2号

企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県企業局長 佐 藤

所管施設

[略] 松川発電所 早池峰発電所

[略]

企業局組織規程の一部を改正する規程

企業局組織規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する

正未问阻敝况住(咱们40十石于州正未问目生况住第 5 万)()	印をひかなりに改正する。					
改正前	改正後					
(事業所の組織及び分掌事務)	(事業所の組織及び分掌事務)					
第3条 [略]	第3条 [略]					
2 施設総合管理所及び県南施設管理所(以下「事業所」とい	2 施設総合管理所及び県南施設管理所(以下「事業所」とい					
う。)の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。	う。)の名称、位置及び所管施設は、次のとおりとする。					

名 称	位 置	所管施設
施設総合管理所	[略]	[略]
		松川発電所
		柏台発電所
		[略]
県南施設管理所	[略]	[略]
		入畑発電所
		早池峰発電所
		胆沢第三発電所
		[略]

KK A K	エーニロスハ ヘ をケーロ コピュー・バー・ニコ コ ファント・ユ ロコ ノ
第4条	施設総合管理所に次の課及び室を置く。
77 7 7 7	

 $(1)\sim(3)$ 「略]

- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) 発電所建設室
- 2 県南施設管理所に次の課及び室を置く。
- $(1)\sim(3)$ [略]
- (4) 工業用水課
- (5) 浄水場建設室
- 3~5 [略]

(職の設置)

掲げる職を置く。

区 分	職
[略]	

		柏台発電所
		[略]
県南施設管理所	[略]	[略]
		入畑発電所
		胆沢第三発電所

位 置

[略]

第4条 施設総合管理所に次の課を置く。

 $(1)\sim(3)$ 「略]

名 称

施設総合管理所

- (4) 電機工事課
- (5) [略]
- (6) [略]
- <u>(7)</u> [略]
- 2 県南施設管理所に次の課を置く。
- $(1)\sim(3)$ [略]
- (4) 電機工事課
- (5) 工業用水施設課
- (6) 工業用水設備課
- 3~5 [略]

(職の設置)

第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に 第5条 企業局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に 掲げる職を置く。

区分	職
[略]	

事業所 所長 次長 室長 課長 主査 事業所 所長 次長 課長 主査 2 前項に規定する課長及び担当課長を、次のとおり本庁の室 2 前項に規定する課長及び担当課長を、次のとおり本庁の室 及び課に置く。 及び課に置く。 室及び課 課長及び担当課長 [略] 業務課 事業担当課長 電気課長 土木・施設担当課長 発電所再開発推進課長 $3 \sim 7$ [略] $3 \sim 7$ [略] (事業所の主要職員の職務) (事業所の主要職員の職務) 第7条 [略]

2 [略] 3 室長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の

<u>4</u> [略]

事務を掌理する。

5 [略] 6 [略]

7 [略]

8 [略] 9 [略]

10 [略]

室及び課	課長及び担当課長								
[略]									
業務課	事業担当課長	電気課長	土木・施設担当課長						

第7条 [略]

2 [略]

3 [略]

<u>4</u> [略]

5 [略]

<u>6</u> [略]

<u>7</u> [略] [略]

8 9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(企業局公印規程の一部改正)

2 企業局公印規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表(第2条関係)			別	別表(第2条関係)				
公 印	公 印			公 印				
大きの対象を	さ(ミリメ	管守機関		印刻文字	大きさ(ミリメ	管守機関		
一	ル)			FP/列文于	ートル)			
[略]				[略]				
岩手県企業局業務課土	[略]			岩手県企業局業務課土	[略]			
木・施設担当課長				木・施設担当課長				
岩手県企業局業務課発		業務課発電所再						
電所再開発推進課長	<u>"</u>	開発推進課長						
施設総合管理所長	略]			施設総合管理所長	[略]			
[略]				[略]				
備考 改正部分は、下線の部分	である。		•					

(企業局企業職員給与規程の一部改正)

3 企業局企業職員給与規程(昭和43年岩手県企業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

(級別職務区分)

第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。

区	行政職給料表に定める級別職務区分											
分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級			
[略]												
事	[略]					所長	所長	[H	佫]			
業						次長	次長					
所				<u>室長</u>	室長							
	[略]											

[略]

(給料の特別調整額)

第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に 第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に 掲げるとおり指定する。

職	区 分
[略]	
課長 施設総合管理所室長 県南施設管理	[略]
所次長 県南施設管理所室長	
[略]	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

げるとおりとする。

	手当の額		
[略]			
職務の級6級、	7級又	所長 <u>、</u> 次長 <u>及び室長</u>	[略]
は8級の職員		[略]	

(級別職務区分)

第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。

区	行政職給料表に定める級別職務区分										
分	1級 2級 3級 4級 5級					6級	7級	8級	9級		
[略]											
事	[略]					所長	所長	[#	各]		
業						次長	次長				
所											
	[略]										

[略]

(給料の特別調整額)

掲げるとおり指定する。

職	区 分
[略]	
課長 県南施設管理所次長	[略]
[略]	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲 2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲 げるとおりとする。

区	分	手当の額
[略]		
職務の級6級、7級又	所長 <u>及び</u> 次長	[略]
は8級の職員	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局代決専決規程の一部改正)

4 企業局代決専決規程(昭和49年岩手県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後	
(代決)	(代決)	
第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表	第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表	
に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権	に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権	
者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位	者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位	
者が代決する。	者が代決する。	
(1) [略]	(1) [略]	

(2) 事業所における代決

	決裁権者	代決権者	
事業所		第1順位者	第2順位者
施設総合管	所長	当該事務を担	[略]
<u>理所</u>		当する次長 <u>又</u>	
		は室長	
県南施設管	<u>所長</u>	当該事務を担	所長があらか
理所		当する次長、	じめ指定する
		室長又は課長	職員

(施設総合管理所及び県南施設管理所の室長等専決事項)

の室長、課長及び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県 南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及 び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定 例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決すること ができる。

(2) 事業所における代決

为 # * ** **	代決権者	
決裁権者 	第1順位者	第2順位者
所長	当該事務を担	[略]
	当する次長	

(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)

第10条 施設総合管理所の室長及び課長並びに県南施設管理所 第10条 施設総合管理所の課長並びに県南施設管理所の課長及 び上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の 長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理 所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であ らかじめ局長が指定した事項を専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局電気工作物保安規程の一部改正)

5 企業局電気工作物保安規程(昭和61年岩手県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

E ANNUAL TO THE TAIL TO THE ANNUAL TO THE SECOND OF THE SE		
改正前	改正後	
(主任技術者の選任)	(主任技術者の選任)	
第5条 [略]	第5条 [略]	

2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次 2 前項に掲げる主任技術者の監督範囲及び選任の対象は、次 のとおりとする。

区 分	監督範囲	選任の対象
電気主	[略]	
任技術	建設中の	業務課総括課長、業務課の課長若しく
者	水力発電	は担当課長、主任主査若しくは主査若
	所、風力	しくはこれらに準ずる職にある者又は
	発電所及	施設総合管理所若しくは県南施設管理
	び太陽電	所の長、次長 <u>、室長</u> 、課長、主任主査
	池発電所	若しくは主査若しくはこれらに準ずる
		職にある者
	工業用水	県南施設管理所の長、 <u>室長</u> 、課長、主
	道施設	任主査若しくは主査又はこれらに準ず
		る職にある者
ダム水	[略]	
路主任	建設中の	業務課総括課長、業務課の課長若しく
技術者	水力発電	は担当課長、主任主査若しくは主査若
	所	しくはこれらに準ずる職にある者又は

のとおりとする。

区分	監督範囲	選任の対象
電気主	[略]	
任技術	建設中の	業務課総括課長、業務課の課長若しく
者	水力発電	は担当課長、主任主査若しくは主査若
	所、風力	しくはこれらに準ずる職にある者又は
	発電所及	施設総合管理所若しくは県南施設管理
	び太陽電	所の長、次長、課長、主任主査若しく
	池発電所	は主査若しくはこれらに準ずる職にあ
		る者
	工業用水	県南施設管理所の長、 <u>次長</u> 、課長、主
	道施設	任主査若しくは主査又はこれらに準ず
		る職にある者
ダム水	[略]	
路主任	建設中の	業務課総括課長、業務課の課長若しく
技術者	水力発電	は担当課長、主任主査若しくは主査若
	所	しくはこれらに準ずる職にある者又は

施設総合管理所若しくは県南施設管理 所の長、次長<u>、室長</u>、課長、主任主査 若しくは主査若しくはこれらに準ずる 職にある者

施設総合管理所若しくは県南施設管理 所の長、次長、課長、主任主査若しく は主査若しくはこれらに準ずる職にあ る者

備考 改正部分は、下線の部分である。